

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	19 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	43 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	32 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年7月までの期間及び41年10月から43年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、保険料納付済期間とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年7月まで
② 昭和41年10月から43年7月まで

私は、昭和49年12月にA社を退職後、国民年金保険料を36年4月まで遡って納付し、65歳となった平成15年*月から現在まで、申立期間を含めて老齢基礎年金を受給しているところ、23年3月になって、年金事務所の職員から、申立期間が厚生年金保険の加入期間と重複することが判明したため、保険料を還付し、当該厚生年金保険の加入期間は既に脱退手当金を受給済みであるので、申立期間は年金受給額に反映されない期間となる旨の説明を受けた。

しかし、今になって、30年以上前に納付した国民年金保険料を還付すると言われても納付できないので、申立期間をそのまま国民年金の納付済期間として、これまでどおりの年金額を受給できるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、平成23年1月に厚生年金保険の加入期間と国民年金被保険者期間を記録統合するまでは、国民年金の強制加入期間として記録され、第2回特例納付によって納付済みとされていたが、この記録統合によって、申立期間は、本来国民年金に加入することができない厚生年金保険の加入期間との重複期間であることが判明したため、申立期間の国民年金保険料は、制度上は還付されるべきものである。

しかしながら、行政側に本来納付できない厚生年金保険の加入期間を含む期間の特例納付の納付書を作成したという誤りが有る上、申立人が当該納付書により納付した申立期間の国民年金保険料が現在まで還付処理されずに長期間

国庫歳入金として扱われており、申立期間の厚生年金保険の加入期間については、脱退手当金が支給済みであり、厚生年金保険の年金受給額の算定基礎とならないことを踏まえると、平成15年11月から老齢基礎年金を受給している申立人の記録について、23年1月になって申立期間を含む厚生年金保険の加入記録が基礎年金番号に登録されたことにより、制度上、国民年金の被保険者となり得ないことを理由として申立期間の保険料を還付し、保険料納付済期間としないことは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人の納付記録については、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として取り扱うべきものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年5月から同年7月まで
② 昭和48年1月
③ 昭和50年2月から52年3月まで
④ 昭和60年10月から61年3月まで
⑤ 昭和62年4月から63年3月まで
⑥ 平成2年2月及び同年3月

私は、60歳になった頃に社会保険事務所（当時）へ年金相談に行った際、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることを知った。社会保険事務所でも調査してもらったが、保険料が納付された記録が確認できないとの回答であった。しかし、私は、失業している期間も貯金があり、経済的に困っていたことはなく、保険料は納付していた。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料は母が納付し、申立期間④、⑤及び⑥の保険料は自身が納付したが、それらの期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳及び国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金の加入手続は、昭和44年5月頃に行われたと推定できる上、申立人に係るオンライン記録を見ると、申立人は60年9月28日から平成元年6月21日まで国民年金被保険者資格を有していたことが確認できることから、申立人が、申立期間④の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、オンライン記録を見ると、申立人の昭和52年4月から62年3月までの国民年金保険料については、申立期間④を除き、現年度納付されている。

さらに、申立人は、申立期間当時、住所変更は無い上、生活状況に特別な変化はなく、申立期間④の国民年金保険料を納付することが困難な経済状況になかったと陳述している。

以上のことから、申立人が6か月と短期間である申立期間④の国民年金保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

加えて、申立期間④直前の納付記録について、オンライン記録を見ると、昭和60年4月から同年9月までの国民年金保険料が納付されていたにもかかわらず未納とされていたため、同年11月に納付済期間に記録が訂正されている。その後、59年10月から60年8月までの期間が厚生年金保険の加入期間であることを理由として、保険料が還付されたが、同年9月まで誤還付したことから、平成20年4月に納付済期間に記録が訂正されている。このように、記録管理に事務的過誤が認められることから、申立期間④の納付記録についても何らかの事務的過誤があった可能性を否定できない。

しかし、申立期間①及び②については、申立人が所持する国民年金手帳及びA市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和45年7月1日に国民年金被保険者資格を喪失し、50年4月1日に資格を再取得するまで、申立期間①及び②において、資格を取得した記載は無い上、オンライン記録を見ても、申立期間①及び②における資格の取得の記録は平成3年4月20日に追加されていることが確認でき、この記録が追加されるまでは、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立期間③については、オンライン記録を見ると、当初、国民年金被保険者資格の取得日は昭和50年4月1日とされていたが、平成3年4月20日付けで昭和50年2月21日に訂正されており、この記録の訂正が行われるまでは、申立期間③のうち、同年2月及び同年3月は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料は申立人の母親が納付したと陳述しており、申立人は保険料の納付に直接関与していない。また、申立人の母親は既に亡くなっているため、当時の保険料の納付に係る事情を把握できず、新たな周辺事情を見いだすことはできなかった。

加えて、申立期間⑤については、申立人は、国民年金保険料を送付されてきた納付書を使用して金融機関の窓口で自身が納付したと申し立てているが、申立人の陳述から納付時期を特定できず、納付したとする保険料が申立期間の保険料であったか否かは不明である上、申立人は、申立期間⑤の頃に1年ぐらい未納の期間があったかもしれないとも陳述しており、申立期間⑤の保険料納付につながる事情をうかがうことはできなかった。

また、申立期間⑥については、オンライン記録を見ると、申立期間前後の国民年金保険料はいずれも過年度納付されている上、平成3年2月から同年6

月までの期間及び4年1月から同年3月までの期間の保険料が、同年12月に過年度納付されているが、この過年度納付の時点では、申立期間⑥の保険料は、制度上、時効により納付することはできない。

さらに、申立期間①、②、③、⑤及び⑥の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年10月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から54年3月まで

私は、A市に住んでいた時は、私と元夫の国民年金保険料を集金人に納付していた。

B市へ転居した昭和50年3月頃に、元夫と共に国民年金の手続を行った。その後、時期は覚えていないが、何かの間違いがあり私の国民年金保険料のみが滞納となっているので一括納付するようとの通知があった。その時、一括では納付できなかったため、3か月分ずつに分割納付の手続をしてもらった上で納付した記憶がある。

申立期間の国民年金保険料が納付済みとされていないのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市において夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に集金人に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人所持の国民年金手帳及び国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人は、昭和48年9月にA市で加入手続を行っていることが確認できることから、申立期間のうち、50年1月から同年3月までの期間に国民年金保険料を現年度納付することが可能である。

また、申立人に係る特殊台帳を見ると、昭和50年2月22日にA市からB市に転居していることが確認できるが、当時、A市では、3か月単位で集金人により国民年金保険料を収納していたことから、申立人は、申立期間のうち、同年1月から同年3月までの保険料を、A市において納付することは可能であったと考えられる。

さらに、申立人の元夫に係るB市国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間

のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料は前住所地（A 市）で納付済みと記録されている。

加えて、申立人に係る特殊台帳及びオンライン記録を見ると、申立期間直前の昭和 49 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料は、当初、未納と記録されていたが、申立人が所持していた A 市発行の領収証書により、平成 22 年になって納付記録の訂正が行われているほか、申立人に係る B 市の国民年金被保険者名簿を見ると、「前住所で納付済」とスタンプされた昭和 49 年度の納付記録欄は、一部消除された痕跡^{こんせき}があり、その納付記録は不鮮明である。以上、当該期間の申立人が A 市で納付した保険料の収納記録管理における事務的過誤を踏まえると、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの納付記録にも何らかの事務的過誤があった可能性を否定できない。

一方、申立人が B 市へ転居した後の、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 54 年 3 月までの期間については、申立人は、転居後に国民年金保険料が滞納となっているとの通知があったので 3 か月分ずつに分割して納付したと申し立てている。このことについて、申立人に聞き取り調査を行ったが、その滞納の通知を受けた時期、分割を行った時期、分割後の納付金額、納付時期、納付方法及び納付回数等が明らかではなく、当該期間の保険料の納付の具体的な状況は把握できない。

また、B 市へ転居後の申立期間は 48 か月であり、これを 3 か月ずつ分割した場合、その納付書による納付は 16 回に及ぶこととなるが、これほどの回数にわたり、国民年金保険料の収納及び記録管理に事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

さらに、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から55年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月から55年3月まで

私は老後の生活の安定を考えて、昭和51年4月に国民年金に任意加入すると同時に付加年金にも加入した。申立期間の直前まではA市内の銀行の窓口で、B市に転居後の54年10月以降は当該銀行の口座から、口座振替により付加保険料を含めた国民年金保険料を納付した。

ところが、「ねんきん定期便」によると、昭和54年10月以降の6か月間の付加保険料のみが未納とされている。国民年金に任意加入して以降、61年4月に第3号被保険者になるまで、常に付加保険料を含めた国民年金保険料を継続して納付しており、途中の6か月だけ付加保険料を未納にする理由が考えられないので、申立期間について調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年4月に国民年金に任意加入して以降、60歳となるまで国民年金保険料を全て納付している上、付加保険料についても、加入以降61年4月に第3号被保険者となるまで、申立期間の6か月間を除き、その前後を通じて全て納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が所持するB市の国民年金保険料口座振替通知によると、申立期間の始期である昭和54年10月から、付加保険料を含む国民年金保険料(月額3,700円)の口座振替を開始する旨、申立人に通知されていることが確認できることから、申立期間について、定額保険料(月額3,300円)のみが納付済みとされているのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年5月から同年10月まで

国民年金の加入については、昭和50年5月に会社を退職後、はっきりとしたことは覚えていないが、自分自身でA市役所に出向き手続を行ったはずである。

国民年金保険料については、未納分を全て支払う意思があり、役所の職員に確認しながら全てを納付したはずである。

結婚後、夫からも、「未納期間の国民年金保険料は後からでも納付した方がいい。」と勧められたことを覚えている。

国民年金保険料の納付金額及び納付方法については覚えていないが、後でまとめて納付したことは間違いない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和50年5月25日を国民年金被保険者資格の取得日として、同年11月に払い出されており、その後、同年11月25日付けで資格を喪失するまでの期間に当たる申立期間は、国民年金の加入期間として取り扱われていたことが確認できる。

また、申立人は、結婚した1年後の昭和55年4月15日に、B県からC市へ転居していることが、戸籍の附票により確認できるところ、特殊台帳及び申立人所持の年金手帳を見ると、同年6月10日付けで住所変更が行われており、当時、申立人は、転居に伴う国民年金法上の変更手続を適切に行っていることがうかがえ、また、「未納分を全て支払う意思があり、役所の職員に確認しな

がら、全ての納付をしたはずである。」と陳述しているところ、特殊台帳及びC市保存の国民年金被保険者名簿を見ると、同市への転入直後の同年6月30日に、当時実施中であった第3回特例納付制度を利用して、申立期間より後の国民年金の加入期間である、51年11月から52年2月までの期間、同年9月から53年3月までの期間及び54年5月から55年3月までの期間の合わせて1年10か月間の国民年金保険料について、一括して特例納付及び過年度納付していることが確認できる。

さらに、C市保存の国民年金被保険者名簿及び申立人所持の年金手帳を見ても、上記の特例納付及び過年度納付済みとして記録されている期間と同様に、申立期間についても国民年金の加入期間（昭和50年5月25日に取得、同年11月25日に喪失）として取り扱われており、申立期間の国民年金保険料についても、遡って納付することは可能であったことがうかがえる。

加えて、オンライン記録を見ると、申立人は、昭和55年4月以降の国民年金保険料については、現年度納付するとともに、翌年の56年7月からは定額保険料に加え、付加保険料も納付していることを踏まえると、当時、過去の未納保険料の解消を図るとともに、将来の年金額を充実させるため、保険料の納付意識が高まっていたことがうかがえ、そのような申立人が、複数期間にまたがる過去1年10か月間の保険料を一括して納付しながら、その時点で同様に納付可能な6か月間と短期間である申立期間の保険料のみ未納のまま放置したとするのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。賞与支給明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賞与支給明細書及びB社提出の支給控除一覧表から、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細書及び支給控除一覧表の保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月15日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和46年5月10日に、資格喪失日に係る記録を47年1月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月10日から47年1月17日まで

夫の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。夫は申立期間も同社で継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が、申立期間もA社で継続して勤務し(昭和46年5月10日にA社C営業所から同社D営業所に異動、同年8月12日に同社D営業所から同社E営業所に異動、47年1月17日に同社E営業所から同社F営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、A社D営業所及び同社E営業所は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できることから、申立人については、同社本社で厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和46年4月及び同社F営業所における47年1月の社会保険事務所の記録か

ら、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年5月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年1月1日から同年4月1日までの期間、17年1月1日から同年9月1日までの期間及び18年1月1日から同年6月16日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準報酬月額に係る記録を、16年1月から同年3月までは18万円、17年1月から同年8月までは20万円、18年1月から同年5月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成17年6月17日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年1月1日から同年4月1日まで
② 平成17年1月1日から同年9月1日まで
③ 平成18年1月1日から同年6月16日まで
④ 平成17年6月17日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間①から③までの期間の標準報酬月額が、給与明細書に記載されている支給額及び保険料控除額に相当する額より低い額で記録されていることが分かった。また、申立期間④に支給された賞与の記録が無い。

申立期間の給料支払明細書を提出するので、標準報酬月額及び標準賞与

額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①から③までに係る標準報酬月額については、給料支払明細書の報酬月額及び保険料控除額から、平成16年1月から同年3月までは18万円、17年1月から同年8月までは20万円、18年1月から同年5月までは22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、従業員の給与は毎年1月に昇給改定していたところ、社会保険事務所への標準報酬月額に係る届出を行わないまま、当該昇給後の給与額に基づく厚生年金保険料を申立人の給与から控除したことを認めていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④に係る標準賞与額については、申立人から提出された給料支払明細書（賞与）により確認できる賞与額及び保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和8年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和51年8月1日から同年10月1日まで

ねんきん定期便が届いたので確認したところ、昭和51年8月に標準報酬月額の上限が変更されているのに、私の標準報酬月額の記録が変更されていないことが分かった。

当時の給料支払明細書から転記した給与メモを提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

一方、申立人は、申立期間当時の6年にわたる毎月の給料支払明細書から転記したとする給与メモを提出しているところ、当該給与メモに記載されている厚生年金保険及び健康保険の保険料控除額は、申立期間を除く期間においてオンライン記録から算出される保険料額と一致していること等から、当該給与メモは、申立人の陳述どおり、当時の給料支払明細書を元に作成されたことがうかがえる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与メモにお

いて確認できる保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和28年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月1日から29年7月1日まで

私は、昭和25年7月1日から31年2月1日まで継続して、B社でC部門の責任者として勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間後は同社の社名がA社に変わっていると年金事務所で聞いたが、勤務期間を通じて事業主は同じで、自分自身としては、同じ事業所に継続して勤務していたという認識である。

勤務期間中は事業主宅に下宿しており、毎月事業主から直接給与を受け取っていた。給与額は一貫して、総支給額1万5,000円で、そこから下宿費3,000円、厚生年金保険料1,000円及び健康保険料1,000円の計5,000円が控除され、手取額は1万円であった。申立期間のみ手取額が違ったということはなく、申立期間も継続して厚生年金保険料が控除されていたのは間違いなので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、勤務していたB社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなったため、昭和28年5月1日に同社で被保険者資格を喪失した後、同社が同じ所在地で社名をA社に変えて新たに適用事業所となった29年7月1日に、再度被保険者資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間においても、C部

門の責任者として、B社と事業主を同じくするA社で継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、当時の給与額及び保険料控除額などの内訳を明確に記憶しており、申立期間も給与の手取額（1万円）は変わらなかったとしているところ、申立期間当時に経理を担当していたとする前述の同僚は、「C部門の責任者であった申立人の給与は、手取額で1万円程度はあったと思う。申立人は、将来の独立開業に備え、毎月定額貯金をしており、当時申立人から給与に増減があったという話は聞かなかったので、申立期間においても申立人の手取額は変わらなかったと思う。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和29年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は、昭和29年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。

しかし、前述の同僚及び申立人の陳述から、申立期間にA社で勤務していた者は5人以上であったことがうかがえ、同事業所は申立期間においても当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が所在不明のため確認することはできないが、事業主は、A社が適用事業所の要件を満たしていながら、申立期間について社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から23年4月1日まで

A社に勤務していた申立期間については、脱退手当金が支給されたこととされている。しかし、脱退手当金という制度自体を知らなかったため、脱退手当金は請求も受給もしていない。納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和23年5月24日に支給決定されている。

しかし、申立人は、「父親を早くに亡くしたために働き続けなければならない家庭環境だったので、A社を退職後も別の会社で働くつもりだった。」と陳述しているところ、オンライン記録によると、申立人は、脱退手当金の支給決定日から約4か月後の昭和23年10月1日に別の事業所で被保険者資格を再取得しており、申立人の陳述と符合する。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に受給要件を満たし資格を喪失していることが確認できる女性従業員7人（申立人を含む。）について脱退手当金の支給記録を調査したところ、支給記録が有るのは2人のみであり、事業主による代理請求がなされた状況はうかがえない。

さらに、脱退手当金が支給されたとする額は法定支給額と39円相違しており、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年3月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年3月1日に、資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年7月27日から33年2月1日まで
② 昭和33年2月から同年10月1日まで
③ 昭和33年10月1日から35年4月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間①について、B社には昭和33年1月末まで勤務したのに、加入記録は32年7月27日までとなっている。また、申立期間②はA社に、申立期間③はC社にそれぞれ勤務したのに、両社における加入記録が無い。

給与明細書は残っていないが、申立期間に給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、複数の同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが推認できる。

また、申立人が自身と同じ日に入社したとする同僚の一人は、「申立人は正社員であった。正社員は、全員厚生年金保険に加入していた。」と陳述している。

さらに、申立人は、一緒に仕事をしたとする上司及び同僚計5人の名前を

挙げているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、5人全員の申立期間における加入記録が確認できる。

なお、前述の申立人が自身と同じ日に入社したとする同僚は、昭和33年3月1日に被保険者資格を取得しており、同人は、「日付は覚えていないが、入社日は確かに昭和33年2月中であった。しかし、入社日から資格取得日までの1か月足らずの期間は試用期間であったと思う。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和33年3月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同日入社と同僚のA社における社会保険事務所の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、これらの者に確認することはできないが、上記被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年3月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和33年2月から同年3月1日までの期間については、前述のとおり、当時、A社では、試用期間があったことがうかがえることから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間①について、申立人は、申立期間も継続してB社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと申し立てている。

しかし、B社は、昭和33年6月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先不明である上、申立人が事業責任者であったとする同僚は既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、オンライン記録において、申立期間にB社で厚生年金保険に加入していることが確認できる者10人に照会し、7人（申立人が名前を挙げている同僚3人を含む。）から回答を得たが、申立人が申立期間も継続して勤務

していたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間③について、申立人は、申立期間にC社で勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと申し立てている。

しかし、C社は、昭和59年3月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先不明である上、申立人が事業責任者であったとする同僚と経理を担当していたとする同僚も連絡先不明のため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録の確認できる複数の者（申立人が名前を挙げている同僚二人を含む。）に照会したが、回答を得られず、これらの者からも、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和28年8月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年8月8日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和22年4月1日に入社し、60年9月2日に退職するまで継続して勤務していたが、申立期間は、28年8月7日頃に辞令が発令され同社B支店から同社本店C部門に異動した時期であり、給与から厚生年金保険料も継続して控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した履歴原簿（人事記録）、雇用保険の加入記録及び同僚の陳述等から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（昭和28年8月8日にA社B支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和28年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の控えにより、事業主が資格取得日を昭和28年9月1日と届け出たことが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和61年1月から同年3月までは36万円、同年4月から平成元年12月までは38万円、2年1月から4年1月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月1日から平成4年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額と比較して大幅に相違していることが分かった。

申立期間のうちの一部期間の給与支払明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和62年5月、63年4月、平成3年2月、同年6月及び同年9月から4年1月までの期間の給与支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、申立人は、当該期間において、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料を給与から控除されていることが認められる。

また、申立期間のうち、昭和61年1月から62年4月までの期間、同年6月から63年3月までの期間、同年5月から平成3年1月までの期間、同年3月から同年5月までの期間、同年7月及び同年8月について、申立人から給与支払明細書の提出が無いものの、「申立人と同職種であった。」とする同僚の保管する給与支払明細書において、当該同僚に係るオンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額より多い保険料が給与から控除されていること、及び複数の同僚は、「申立期間に給与の減給及び事業の休業はなく、毎年4月

に昇給があった。」と陳述していること等を踏まえて総合的に判断すると、申立人は、給与支払明細書を所持する期間と同様に、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料を給与から控除されていたことが推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、昭和61年1月から同年3月までは36万円、同年4月から平成元年12月までは38万円、2年1月から4年1月までは34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、申立人及び同僚が提出している給与支払明細書において確認又は推認できる報酬月額、又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成14年10月から15年3月までは18万円、同年4月から18年2月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成20年11月1日から21年1月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額34万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を、34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月1日から21年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社における申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されていた。厚生年金保険料の控除額が記載された申立期間の給与明細書を提出するので、調査の上、標準報酬月額の記録を実際の報酬月額に見合うように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年6月1日から21年1月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断する

こととしている。

申立期間のうち、平成8年6月1日から20年11月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから、厚生年金特例法を、同年11月1日から21年1月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成8年6月1日から20年11月1日までの期間については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、平成14年10月から15年3月までは18万円、同年4月から18年2月までは22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明である旨回答しているものの、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成8年6月から14年9月までの期間及び18年3月から20年10月までの期間については、申立人が提出した当該期間に係る給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額を超えていることが確認できるものの、当該給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額と一致、又は下回っており、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

次に、申立期間のうち、平成20年11月1日から21年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録において30万円と記録されている。しかし、申立人提出の給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額34万円に相当する報酬月額が、事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、34万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C部における資格取得日に係る記録を昭和28年4月1日に、同社D部における資格取得日に係る記録を30年5月21日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を、28年4月は8,000円、30年5月及び同年6月は1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和28年4月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、事業主は、申立人に係る昭和30年5月及び同年6月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から同年5月11日まで
② 昭和30年5月21日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。昭和28年4月1日にE社（現在は、B社）に入社し、社命によりA社C部に配属となった。その後、同社D部へ異動したが、退職するまで同社に継続して勤務していたのは間違いない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、E共済会（以下「共済会」という。）提出の人事記録、同僚の陳述及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間においてA社C部に勤務していたことが確認できる。

また、共済会は、「申立期間当時の試用期間制度の有無、及び保険料控除については、資料が無いので詳細は不明であるが、厚生年金保険と同じ取扱いの自社年金においては、申立期間も受給対象期間となっているので、厚生年金保

険についても、申立人の入社月である昭和 28 年 4 月から保険料を控除していたかもしれない。」旨陳述しているところ、共済会提出の自社年金に係る受給申込書によると、事業場処理欄には、「昭和 28 年 4 月 1 日入社、平成 2 年 11 月 20 日退職、勤続 37 年 8 月（ただし、最後の 1 か月は 20 日まで）」と記載されており、申立期間も当該自社年金の受給対象期間に含まれていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 C 部における昭和 28 年 5 月の社会保険事務所の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、共済会提出の人事記録、申立期間当時の総務担当者の陳述及び同僚の記録から判断すると、申立人が申立期間も A 社に継続して勤務し（昭和 30 年 5 月 21 日に A 社 C 部から同社 D 部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 D 部における昭和 30 年 7 月の社会保険事務所の記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

一方、A 社 D 部に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同事業所は、昭和 30 年 7 月 1 日に適用事業所となっており、それより前は、申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、申立期間当時の総務担当者及び同僚の陳述によると、当該事業所は、申立期間において 5 人以上の従業員が勤務していたことが推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと考えられる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険の届出について、適正に行われていなかったとしている上、事業主は、申立期間において適用事業所としての要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないことが認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪厚生年金 事案 11773

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、55万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を55万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月20日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、平成17年12月20日に支給された賞与について記録が無いとの回答をもらった。賞与支払の事実が確認できるA社の賞与支給明細書を提出するので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の標準賞与額については、A社が提出した平成17年12月20日の賞与支給明細書及び賃金台帳により、厚生年金保険料が賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上述の賞与支給明細書及び賃金台帳により確認できる保険料控除額から、55万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成17年12月20日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成8年10月から18年8月までの期間及び19年6月から20年8月までの期間は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から20年9月1日まで

「ねんきん定期便」で厚生年金保険の記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額よりも低額になっている。給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成12年4月から同年12月までの期間、15年1月から同年4月までの期間、同年6月から同年8月までの期間、同年12月、16年2月から同年12月までの期間、17年1月から18年8月までの期間及び19年6月から20年8月までの期間の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書及び事業主提出の賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成12年1月から同年3月までの期間、15年5月、

同年9月から同年11月までの期間及び16年1月については、給与明細書及び賃金台帳等の資料は無いものの、申立人は、12年、15年及び16年の源泉徴収票を提出しており、当該期間の標準報酬月額については、源泉徴収票で確認できる社会保険料等の金額から算出した標準報酬月額は、給与明細書等で確認できる前後の保険料控除額に見合う標準報酬月額とほぼ一致している上、給与明細書等で確認できる保険料控除額は、当該期間の前後において一定であり、当該期間についても同額の保険料が控除されていたと推認できることから、当該期間の標準報酬月額は22万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、平成8年10月から11年12月までの期間及び13年1月から14年12月までの期間については、事業主は、「平成8年頃から20年まで申立人の報酬月額は変わっておらず、業務内容及び勤務形態等についても同じであった。その頃から私の誤りで、標準報酬月額を20万円で届出しながら22万円に見合う保険料を控除していた。」旨陳述しており、申立人の標準報酬月額は、当該陳述のとおり、8年10月から20年8月までの期間は、オンライン記録から20万円であることが確認できる。

加えて、申立人提出の「市民税・県民税特別徴収税額の通知書」及びB市提出の「所得照会回答書」に記載されている社会保険料控除額は、いずれの年次も、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく社会保険料控除額（厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料）を1等級上回る額となっていることから、当該期間の標準報酬月額は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は事務過誤を認める陳述をしていることから、事業主は、当該期間の標準報酬月額について、給与明細書等において確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成18年9月から19年5月までの期間については、給与明細書等で確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回る額となっているものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録と一致していることから、記録訂正の必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 2 日から 41 年 6 月 3 日まで
② 昭和 42 年 12 月 20 日から 43 年 6 月 6 日まで

年金事務所の記録では、私がA社及びB社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとされている。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の元事業主は、「私が、社会保険事務を担当していたが、脱退手当金の代理請求は行っていなかった。」旨回答している上、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和44年12月8日）における健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認でき、同日までに脱退手当金の受給要件を満たして資格を喪失した女性17人のうち、脱退手当金の支給記録が確認できる者は申立人のみであることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①及び②の間にあるC社に係る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人は、同事業所に勤務していたことを明確に記憶していることから、申立人がこれを失念して請求することは考え難い上、当該未請求期間は、申立期間①及び②と同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、未請求となっていることは事務処理上、不自然である。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、脱退手当金の支給決定日とされている昭和43年11月8日時点において、国民年金に任意加入し国民年金保

険料を納付している上、その後も、国民年金の加入期間について未納は無く、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていることが確認でき、年金を継続する意思がうかがえることから、申立人がその当時、脱退手当金を請求する意志を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から55年3月まで

私は、昭和49年12月に会社を退職後、国民年金に加入していなかったが、54年又は55年頃に未納のお知らせが届いたので、夫婦でA市役所へ出向き、国民年金に加入した。その時、職員から、過去2年ないし3年分の未納期間の国民年金保険料を遡って納付するように言われたので、手元の現金を集めて、後日、夫婦の保険料を一緒に納付した。

当時の領収証書は、豪雨で濡れてしまったので処分し、証拠となるものが無く残念であるが、納付したことは間違いないので、申立期間に納付記録がないかよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入当時、過去2年ないし3年分の未納期間の国民年金保険料をその妻の分と一緒に納付したと申し立てている。

そこで、申立人及びその妻について国民年金の加入時期等を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年7月に申立人の妻と連番で払い出されている上、申立期間後の納付状況が夫婦同一であることから、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたものと推認されるところ、申立人の妻の申立期間における保険料も同様に未納となっている。

また、申立人及びその妻に申立期間の国民年金保険料を納付したとする根拠について改めて事情を聴取すると、未納期間の保険料を納付してほしい旨の連絡があったことを覚えているので、納付しているはずであると陳述しており、当時における納付書の具体的な入手方法、納付場所及び納付金額等について記憶が曖昧であることから、納付期間を特定することができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から47年3月まで

私の妻は、昭和41年6月頃、A市D区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、年金手帳の2倍の大きさの台紙を夫婦二人分もらった。

申立期間の国民年金保険料は、自宅に来ていた男性集金人に、一人200円の現金を夫婦二人分納付した後にシールをもらい、当該台紙に貼っていた。昭和43年頃、A市E区に転居後も同じように納付していたが、その後、C市に転居したときは当該台紙をもらったか覚えていないと妻から聞いている。現在、申立期間当時の家計簿を妻が保管しており、そこには国民年金保険料額も記載されている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、C市において、昭和48年3月26日に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、申立人夫婦の所持する年金手帳の発行日はいずれも同年3月10日であることから、申立人夫婦は、同年3月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推定でき、41年6月頃に、A市D区で加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

また、当該加入時点において、申立期間のうち、昭和41年7月から45年12月までの国民年金保険料は制度上、時効により納付することはできない。一方、46年1月から47年3月までの保険料は過年度納付が可能であるが、申立人夫婦の保険料の納付を担っていたとする申立人の妻は、遑って、申立期間の保険料を納付した記憶はないと陳述している。

さらに、申立人の妻は、A市D区及び同市E区で国民年金の手続をした時に

年金手帳はもらっていないものの、年金手帳の2倍の大きさの台紙を用いて、夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てているが、A市では、「昭和36年4月から48年3月までは国民年金手帳への印紙検認方式により国民年金保険料を収納していた。年金手帳を紛失した者が再発行を受けるまでの間、一時的な措置として、仮検認台紙（年金手帳を開いたときの大きさ）を発行して、保険料を収納することはあったが、申立てのような長期間にわたって仮検認台紙を使用していたとは考え難い。」としている。

加えて、申立人の妻は、当時の家計簿を2冊所持しており、そのうち、昭和41年6月から44年までの月別に集計した家計簿を見ると、43年4月、同年6月、同年7月及び同年10月から44年3月までの期間について、月ごとに「年金2,200」の金額の記載が確認できるが、当時の国民年金保険料額（月額）は、36年4月から41年12月までは100円、42年1月から43年12月までは200円、44年1月から45年6月までは250円であることから、当該家計簿の記載金額は、当時の保険料額と大きく異なっている。また、当該家計簿の他の月については、「税金、その他、年金」として、「4300、1800又は2200」の金額が記載されているものの、申立人及びその妻に確認しても、その内訳、内容は不明であり、この中に申立期間の国民年金保険料が含まれていることは確認することはできなかった。さらに、日別に集計したもう1冊の家計簿を見ると、保険料の記載が見当たらず、申立人及びその妻に記載内容を確認したが、覚えていないと陳述している。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間は69か月と長期間であり、このような長期間にわたり国民年金保険料の収納及び記録管理に事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から47年3月まで

私は、昭和41年6月頃、A市D区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、年金手帳の2倍の大きさの台紙を夫婦二人分もらった。

申立期間の国民年金保険料は、自宅に来ていた50歳ぐらいの男性集金人に、一人200円の現金を夫婦二人分納付した後にシールをもらい、当該台紙に貼っていた。昭和43年頃、A市E区に転居後も同じように納付していたが、その後、C市に転居したときは当該台紙をもらったか覚えていない。現在、申立期間当時の家計簿を保管しており、そこには国民年金保険料額も記載されている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、C市において、昭和48年3月26日に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、申立人夫婦の所持する年金手帳の発行日はいずれも同年3月10日であることから、申立人夫婦は、同年3月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推定でき、41年6月頃に、A市D区で加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

また、当該加入時点において、申立期間のうち、昭和41年7月から45年12月までの国民年金保険料は制度上、時効により納付することはできない。一方、46年1月から47年3月までの国民年金保険料は過年度納付が可能であるが、申立人夫婦の保険料の納付を担っていたとする申立人は、遡って、申立期間の保険料を納付した記憶はないと陳述している。

さらに、申立人は、A市D区及び同市E区で国民年金の手続をした時に年金

手帳はもらっていないものの、年金手帳の2倍の大きさの台紙を用いて、夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てているが、A市では、「昭和36年4月から48年3月までは国民年金手帳への印紙検認方式により国民年金保険料を収納していた。年金手帳を紛失した者が再発行を受けるまでの間、一時的な措置として、仮検認台紙（年金手帳を開いたときの大きさ）を発行して、保険料を収納することはあったが、申立てのような長期間にわたって仮検認台紙を使用していたとは考え難い。」としている。

加えて、申立人は、当時の家計簿を2冊所持しており、そのうち、昭和41年6月から44年までの月別に集計した家計簿を見ると、43年4月、同年6月、同年7月及び同年10月から44年3月までについて、月ごとに「年金2,200」の金額の記載が確認できるが、当時の国民年金保険料額（月額）は、36年4月から41年12月までは100円、42年1月から43年12月までは200円、44年1月から45年6月までは250円であることから、当該家計簿の記載金額は、当時の保険料額と大きく異なっている。また、当該家計簿の他の月については、「税金、その他、年金」として、「4300、1800又は2200」の金額が記載されているものの、申立人及びその夫に確認しても、その内訳、内容は不明であり、この中に申立期間の国民年金保険料が含まれていることは確認することはできなかった。さらに、日別に集計したもう1冊の家計簿を見ると、保険料の記載が見当たらず、申立人及びその夫に記載内容を確認したが、覚えていないと陳述している。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間は69か月と長期間であり、このような長期間にわたり国民年金保険料の収納及び記録管理に事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年11月から14年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年11月から14年3月まで

私は、詳細は覚えていないが、平成11年10月頃に国民年金の加入手続をA市役所で行ったと思う。

平成11年11月から14年3月までは大学生だったので、A市役所で学生納付特例の手続をしたのに、全く記録に反映されず、未納期間となっている。

10年以上前のことで資料も無いが、間違いなく学生納付特例の手続をしているので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録を見ると、「手帳送付者」と記録されていることから、資格取得の要件を満たした時に国民年金の加入手続が行われなかったため、年金手帳の送付により職権適用されたものであることから、申立人自らがA市役所で加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

また、申立人は、申立期間について学生納付特例の手続を行ったと申し立てているが、学生納付特例は平成12年4月から新設された制度であるため、申立期間のうち、11年11月から12年3月までは学生納付特例の申請はできない。

さらに、申立人は、平成14年3月に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、同年同月は国民年金の被保険者期間ではないので、制度上、学生納付特例の申請はできない。

加えて、申立人がA市から転居した先であるB市に保管されている申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ると、申立人が平成11年11月16日に国民年金の被保険者資格を取得し、14年3月1日に資格を喪失している記載は確認できるが、申立期間の納付記録は未納となっており、学生納付特例を行った旨

の記載は確認できない。

このほか、申立人に数回、電話及び文書により聞き取り調査を試みたものの、申立人とは連絡が取れず、申立人が申立期間に学生納付特例の申請を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

また、基礎年金番号制が導入された平成9年1月以降は、記録管理の強化が一層図られている上、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が学生納付特例により納付猶予されていたことを確認できる資料は無く、申立人の保険料の収納及び記録管理における事務的過誤があったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から49年12月まで

申立期間当時、私はまだ学生だったが、A市の広報車が国民年金加入の案内をしていたので、B県に居る両親に相談の上で、A市で加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。

その後、共済組合に加入したので年金手帳は不要だと思い、きちんと保管していなかったため紛失してしまったが、申立期間の国民年金保険料は納めていたため、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年11月にA市で払い出されていることが確認でき、申立人の手帳記号番号の前後の被保険者の記録から、申立人は、同年9月頃に国民年金の加入手続を行ったと推定でき、45年頃に加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

また、昭和50年9月の加入手続時点において、申立期間のうち、45年6月から48年6月までの国民年金保険料は時効により、制度上、納付することはできない。

さらに、昭和48年7月から49年12月までの国民年金保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は遡って保険料を納付した記憶はないと陳述している。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の納付状況についての記憶が明確ではなく、当時の具体的な状況は不明であるため、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな

周辺事情等を見いだすことはできなかった。

このほか、申立期間は 55 か月と長期間であり、このような長期間にわたり国民年金保険料の収納及び記録管理に事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 5902

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から45年3月まで
私は昭和36年10月から「A社」という店に勤め始めたが、そこは個人経営で厚生年金保険に加入していない事業所だったため、同年11月に国民年金に加入した。加入手続は、自身でB市役所にて行い、国民年金保険料は3か月ごとに、同市役所において印紙で納付していた。申立期間については間違いなく保険料を納付しているので、調査の上、私の年金の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年11月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その夫と連番で44年9月17日に払い出され、被保険者資格を40年11月18日に遡って取得していることが、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録から確認できる。この場合、申立期間のうち、36年11月から40年10月までは未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできず、同年11月以降の期間についても、一部は時効となり、保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は101か月に及んでおり、これほど長期間にわたって、行政機関が事務過誤を繰り返すとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から43年3月まで

私は、昭和43年1月末にA市からB市に転居し、同年2月に結婚した。その後、B市役所から国民年金保険料の未納通知が届いたので、同年2月ないし同年3月に、同市役所C出張所で送付された納付書により保険料を納めた。当時、D業務の仕事をしており、6,000円ぐらいなら納められると思って納めた。B市では国民年金の手続を行った記憶はないが、以前住んでいたA市でも納めていなかったため未納通知が来たと思う。その後、私の妻も国民年金に加入したので、それ以降は妻が夫婦二人分の保険料を納めてくれた。

しかし、申立期間は未納とされており納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年1月末にA市からB市に転居し、その後、B市役所から国民年金保険料の未納通知が届いたので、同年2月ないし同年3月に、送付された納付書により、同市役所C出張所で申立期間の保険料を納めたとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、44年3月に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、この頃に加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間となる。

また、加入手続が行われたものと推認される時点において、申立期間の一部については過年度納付が可能な期間となるが、B市によると、B市C出張所を含めて市の窓口では過年度保険料を収納していなかったとしており、申立内容とは符合しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号について、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から15年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から15年6月まで

私は、平成22年9月に給付金を打ち切られたため、夫と共に市役所でA種年金の支給を申請したが、夫については支給が認められたものの、私については国民年金保険料の納付要件を満たしていないため、支給を認められなかった。それを契機に、改めてねんきん定期便で自身の過去の納付記録を調べると、12年4月から15年6月までが未納とされていることを初めて知った。

しかし、平成11年度は私自身が免除申請を行い、私が病気になった12年度以降は夫が毎年度夫婦二人の免除申請を行っていたはずであり、記録でも申立期間について夫は免除期間とされているのに、私だけが未納期間とされているのは納得できない。免除期間でないならば納付書が送られてくるはずであるが、それが送られてきた覚えもないことから、当然免除されていたものと思っている。申立期間について、調査の上、記録の訂正を求めたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その夫が毎年度夫婦二人の免除申請を行ったとしているが、オンライン記録によると、当該期間は申立人の夫についても、申立人と同様に未納期間とされており、申立内容と一致しない。

また、申立期間について夫婦二人の国民年金保険料免除の承認を受けるためには、合計6回免除申請を行う必要があるところ、行政機関が夫婦二人分ともに、3年度にわたり、連続して事務過誤を繰り返すとは考え難い。

さらに、申立期間について国民年金保険料が免除されていることを示す関連資料は無く、ほかに当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月から55年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月から55年12月まで
資格取得の要件を満たしたことを契機に、父が、国民年金の加入手続きをしてくれた。
父は、自身と母の国民年金保険料とともに、私の保険料も納付していたとしており、両親の保険料は納付済みとされている。
また、時期は定かではないが、父に頼まれて3人分の1か月分の国民年金保険料として3万円程度を、A市役所へ持参して納付したことを、母から聞いたことがある。
申立期間に係る私の国民年金保険料を、父が納付したことは間違いないので、未加入期間とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和56年3月10日に申立人の妹と連番で、ともに同年1月23日を国民年金の任意加入被保険者資格の取得日として払い出されており、制度上、任意加入被保険者については、資格取得日を遡及することはできず、申立期間は国民年金の未加入期間となり、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は5年2か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国

民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付には関与しておらず、これらを行ったとする申立人の父親は既に他界しており、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 5906 (事案 4661 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から14年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月から14年6月まで

私は、平成13年3月にA職の任期が満了し、翌月の同年4月から大学院に通い始めた。

申立期間については免除申請を行わず、未納のままにしておいたが、平成14年7月にB職での勤務が決まり、収入のめどがついたので、その頃に、申立期間の国民年金保険料を、市役所又は社会保険事務所(当時)のいずれかの窓口でまとめて納付した。

当時の納付金額は20万円前後であり、私が銀行から預金を引き出して国民年金保険料を納付したのに、申立期間が未納とされていることは納付できない。

以上を、年金記録確認第三者委員会に申し立てたところ、認められないとの回答を受けたが、その理由として、「保険料を納付する際の状況及び納付書に関する内容等についての具体的な陳述を得ることができなかった。」とあった。

しかし、今回、申立期間の国民年金保険料の納付のため、現金を引き出した通帳を見つけることができたので、その写しを提出する。再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が国民年金保険料を納付する際の状況及び納付書に関する内容等についての記憶が曖昧であり、申立人からは、納付したとする時期及び納付金額以外に具体的な陳述を得ることができなかったこと、ii) 社会保険事務所における申立人の納付書発行記録を調査すると、平成20年8月4日に同年4月から21年3月までの期間の納付書を発行し

て以降、22年2月18日に同年4月から23年3月までの期間の納付書を発行するまで、11年2月から12年3月までの追納保険料納付書（平成21年2月18日発行）を含めて、現在まで合計10数回にわたり納付書を発行したことが詳細に記録されているが、申立期間の納付書が発行されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人に対して当該納付書が発行された期間について、最近の期間を除き、それぞれ具体的な納付日とともに保険料の納付済期間として記録されていることが確認できることから、これらの納付書発行記録及び保険料の納付記録自体に特段不合理な点は認められないこと、iii) 基礎年金番号が導入された9年1月以降は、特に保険料の収納事務の機械化等により記録管理の強化が図られており、申立期間に係る保険料の納付記録が欠落する可能性は極めて低いものと考えられること、iv) 申立人は、申立期間の保険料を納付するために預金を引き出したと申し立てているが、その銀行名を特定することができないほか、当該預金通帳は既に破棄したこと等により取引記録の照会もできないと陳述していることなどから、既に当委員会の決定に基づき、22年8月27日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、再申立てに当たって、申立期間の国民年金保険料の納付のための現金を引き出したとする郵便貯金通帳の写しを、新たな資料として提出している。

そこで、当該通帳の写しを見ると、平成13年2月26日に6万円、同年3月5日に12万円及び同年同月26日に42万3,000円が引き出された記録があるところ、申立人は、これらを資金として、申立期間の国民年金保険料を納付したとしている。

しかし、当該通帳の写しからは、申立人が平成13年2月ないし同年3月当時、約60万円の現金を保有していたことが確認できるものの、その具体的な用途などについては明らかではないことから、これをもって、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことがうかがえるとは言い難い。

以上のことから、今回提出の資料からは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年3月まで

はっきりとした加入手続の時期は覚えていないが、平成8年頃、当時、懇意にしていた知人から国民年金のことを教えてもらったので、A市役所へ行き、手続をしたと思う。

手続後、国民年金保険料を納付することが困難であったことから、申立期間について、免除申請の書類をA市役所宛てに送付したはずである。

ただし、免除申請に関する結果の通知などは届かなかった。

申立期間が、免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、詳細な時期は定かではないが、平成8年頃、A市において、国民年金の加入手続を行い、1年間分の国民年金保険料の免除申請を行ったとしている。

しかし、オンライン記録を見ると、申立人に対しては、その後の転居先であるB市において、基礎年金番号導入後の平成13年4月2日に、資格取得の要件を満たした7年8月26日を国民年金被保険者資格の取得日として、初めて基礎年金番号が付番されており、この付番時点において、申立期間の国民年金保険料については、遡って免除申請することはできない。

また、申立人は、加入手続後に、1年間分の国民年金保険料の免除申請を行ったとするのみで、免除申請承認通知を受け取ったこと、及びその後、当該期間について追納したかどうか分からないとするなど、陳述が明確ではない一方、オンライン記録を見ると、申立期間より後の、平成14年9月から18年6月までの保険料について、免除申請した後、同年1月26日及び19年4月18日の2回に分けて追納していることが確認できる。

この点について、仮に申立期間の国民年金保険料について、免除承認が行われていたとした場合、少なくとも、平成18年1月26日時点においては、申立期間の保険料も追納することは可能であり、申立期間に係る保険料月額の方が、後の追納期間に係る保険料月額より低いことなどを踏まえると、納付行動としては不自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料について、免除申請手続きをすることが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料について、免除申請手続きを行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 2 月 1 日から同年 11 月 25 日まで
② 昭和 27 年 3 月 1 日から同年 3 月 2 日まで
③ 昭和 29 年 2 月 11 日から 31 年 1 月 31 日まで

脱退手当金の確認はがきにおいて、A社及びB社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとされている。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、保険給付欄に脱退手当金支給の記録が有り、資格期間、平均標準報酬月額及び支給金額はオンライン記録と一致している上、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、前述の被保険者台帳及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の生年月日は、申立期間③に係る資格喪失後の昭和 31 年 12 月 4 日に訂正されているが、当該訂正の処理日が脱退手当金支給決定日の約 1 か月前であることを踏まえると、当該生年月日の訂正は、脱退手当金の請求に併せて行われたと考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期

間の中に有る被保険者期間及び申立期間の後に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間の中に有る未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、当初、申立期間の記号番号とは別番号で管理されていたと考えられ、また、申立期間の後に有る未請求の期間の同台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

大阪厚生年金 事案 11777

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月 5 日から 40 年 2 月 16 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、脱退手当金受付簿を見ると、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号及び氏名が記載されており、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日から約 10 日後の昭和 40 年 2 月 25 日に脱退手当金裁定請求書が受け付けられていることが確認できる上、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無く、上記受付簿の支給金額と一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 10 月 2 日から 35 年 8 月 12 日まで
② 昭和 37 年 3 月 1 日から 39 年 1 月 20 日まで
③ 昭和 39 年 1 月 21 日から 40 年 2 月 22 日まで
④ 昭和 40 年 8 月 18 日から 41 年 8 月 30 日まで

脱退手当金の確認はがきにおいて、A社、B社、C社及びD社（現在は、E社）における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、申立人に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書を見ると、申立期間の脱退手当金に係る支給対象期間、支給額及び支給年月日が記載されており、また、その記載内容は、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人のD社における健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載が確認できる。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 1 日から同年 10 月 5 日まで
② 昭和 39 年 10 月 9 日から 40 年 5 月 22 日まで
③ 昭和 40 年 8 月 10 日から 43 年 3 月 15 日まで

脱退手当金の確認はがきにおいて、A社、B社及びC社における加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間の脱退手当金は、C社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和43年7月5日に支給決定されていることが確認できる上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 1 日から 39 年 8 月 21 日まで
② 昭和 41 年 10 月 29 日から 43 年 8 月 25 日まで

厚生年金保険被保険者期間について年金事務所に照会したところ、私が勤務した期間のうち、A社及びB社で勤務していた期間について脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

B社を退職後、脱退手当金の請求を行い、社会保険事務所(当時)に受け取りに出向いたものの、脱退手当金の金額が少額であったため、その場で受け取らずに帰宅した。

私は、脱退手当金を受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社を退職後、申立期間に係る脱退手当金の請求を行い、社会保険事務所に受け取りに出向いたことを陳述している一方、「脱退手当金が余りにも少額であったため、受け取らなかった。受け取っていないのだから、申立期間の年金記録を回復してほしい。」と申し立てている。

しかしながら、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が確認できるところ、当該「脱」の表示が脱退手当金を受け取らなかったこと等により、取り消された旨(抹消を含む。)の記載は確認できない。

また、管轄年金事務所は、脱退手当金を受け取らなかった場合には、脱退手当金裁定請求書に「不受理により取り消す。」旨を記載していたと回答しているところ、申立人に係る脱退手当金裁定請求書は保存期限の経過により保存されていないため、これを確認することができない。

なお、申立人は、第2回特例納付制度及び過年度納付により、昭和36年4月から44年6月までの期間及び49年12月から51年1月までの期間の国民年金保険料を納付していることが認められるところ、当該納付記録は申立期間に係る厚生年金保険被保険者期間と重なっていること、及び当該納付を行う直前のC社での被保険者期間を除いた期間であることなどを踏まえると、申立期間当時、申立人には脱退手当金を受給していたことを認識していた可能性を否定できない。

このほか、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 1 日から 45 年 12 月 28 日まで
② 昭和 46 年 5 月 1 日から 48 年 1 月 21 日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社及びB社に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

B社を退職した時、脱退手当金の請求をしたこと及び受給した記憶もないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人の記名及び押印が確認できる上、記載されている住所は申立人の当時の住所と一致し、支払先は当該住所地に近い金融機関での隔地払（通知払）となっていることが確認できる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、脱退手当金支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 1 日から 39 年 3 月 21 日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社における被保険者期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

A社を退職した時に脱退手当金の請求をしたことも、受給した記憶もないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は、同社を退職した 13 日後の昭和 39 年 4 月 3 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間に係る脱退手当金は同年 4 月 28 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更の処理が行われたものと考えるのが自然である。

また、前述の被保険者名簿の申立人の欄を見ると、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人は、A社における厚生年金保険被保険者資格を喪失後、国民年金の強制加入期間が有るが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 51 年 9 月に払い出されていることが確認できることから、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、当該加入手続を行うまで公的年金の加入歴が無い申立人が、申立期間に係る脱退手当金支給当時、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年12月1日から30年4月8日まで
② 昭和30年4月8日から32年9月16日まで
③ 昭和32年9月16日から33年1月31日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社（現在は、B社）における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みであるとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、A社C営業所での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約7か月後の昭和33年9月3日に支給決定されているところ、申立期間当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ厚生年金保険を受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえなない。

また、A社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、このほか、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月頃から 59 年 3 月頃まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を受けた。
厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得がいかないもので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社に在籍し、同社の元請事業所であるB社で勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立期間中にA社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚を抽出して事情照会を行ったものの、具体的な陳述を得ることができず、申立人の同社における在籍を確認することができなかった。

また、A社における当時の事業主に事情照会したものの、回答は得られず、申立人の申立期間における保険料控除の状況について確認することができない。

一方、申立人は、A社へ同時期に入社し、一緒にB社で勤務していた複数の同僚の名前を挙げているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該複数の同僚に係る被保険者記録は確認できないことから、同社は、申立人と同じ元請事業所で勤務させていた従業員を必ずしも厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立期間中に申立人が勤務していたB社における現在の事務担当者は、「申立期間当時、下請事業所の従業員を当社で厚生年金保険に加入させることはなかった。」と回答している。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検

索を行ったが、申立人の申立期間に該当する記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 9 月 5 日から同年 11 月 2 日まで
② 昭和 32 年 5 月 2 日から同年 8 月 31 日まで
③ 昭和 32 年 10 月 1 日から 34 年 8 月 20 日まで
④ 昭和 34 年 10 月 1 日から 35 年 9 月 11 日まで
⑤ 昭和 36 年 1 月 26 日から 38 年 4 月 1 日まで

日本年金機構から送付された「脱退手当金に関するお知らせ」を見ると、A社で勤務した申立期間①、B社で勤務した申立期間②、C社で勤務した申立期間③、D社で勤務した申立期間④及びE社で勤務した申立期間⑤の厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金が支給済みと記載されている。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかしながら、申立人のA社及びB社に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、昭和 38 年 8 月 17 日付けで、脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁(当時)から管轄の社会保険事務所(当時)へ回答したことを示す「回答 38.8.17 済」の押印が確認できる。

また、C社、D社及びE社に係るそれぞれの健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる。

さらに、受給した記憶がないという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立人は、「F社を退職した後、厚生年金保険の制度によりお金が出ると聞き、1万円程度のお金を受け取った。」旨陳述しているが、オンライン記録を見ると、申立人のF社における厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金の未請求期間となっている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が無く、また、同社で脱退手当金を受給した場合の受給額は3,024円であり、申立人の陳述と符合しない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 12 月 1 日から 34 年 6 月 30 日まで
社会保険事務所(当時)で年金記録を調査してもらったところ、申立期間以外に新たに1か月ないし2か月の厚生年金保険被保険者記録が見つかった。これらは小さな会社での記録であるが、申立期間のA社は大手の会社なので、厚生年金保険に加入していなかったとは考えられない。

申立期間はA社で勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から、時期は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、申立期間当時の資料を保存しておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、A社における同僚の一人は、「申立期間当時の女性従業員は、入社してもすぐに辞める人が多かったので、入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかった。また、厚生年金保険に加入しない女性従業員もいた。」と陳述しているところ、オンライン記録を見ると、別の男性の同僚は、本人が記憶している入社時期の10か月後に資格を取得していることが確認できる。

これらのことから、申立期間において、A社は、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 9 月 23 日から 40 年 1 月 10 日まで
② 昭和 41 年 3 月 15 日から同年 5 月 26 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。

A社では、昭和 39 年 2 月から 41 年 10 月まで途中で退職することなく継続して勤務していたのに、申立期間が厚生年金保険に未加入とされていることは納得できない。

申立期間も勤務し、給与から保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録及び申立人の夫（昭和 39 年 2 月 1 日から 40 年 4 月 26 日まで、A社で被保険者記録有り）の陳述から判断して、申立人がA社で継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間②については、雇用保険の加入記録が確認できない。

また、A社は、申立期間当時の人事記録及び賃金台帳等の関係資料を保存していないとしているため、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し7人から回答を得たが、そのうちの6人は申立人を覚えておらず、残る1人も、申立人を覚えているものの勤務時期等までは分からないとしているため、これらの者から申立人の申立期間①及び②における勤務実態等を確認することもできない。

加えて、回答のあった前述の7人の元従業員のうちの1人は、「A社では、

厚生年金保険の加入は任意で選択できた。私も、厚生年金保険に加入していない期間があるが、その期間の給与から保険料は控除されていなかった。」と、また、別の1人は、「申立人が所属していたB事業部の従業員の中には、厚生年金保険に加入したくないと言う人も多かった。加入は任意で選択できたのではないかと思う。」と陳述していることから、申立期間当時、A社は、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 1 日から 47 年 7 月 21 日まで
A社に勤務していた申立期間については、脱退手当金が支給されたこととされている。しかし、脱退手当金は請求も受給もしていないと思うので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人の記名及び押印が確認でき、住所欄には申立人が陳述する当時の住所が記載されているほか、振込希望金融機関店舗名欄には、申立人がA社勤務時の給与の振込先であったとする金融機関名が記載されていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が有るほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然な点は見られない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、A社で昭和 47 年 7 月 21 日に被保険者資格を喪失した後、55 年 3 月 1 日に別の事業所で被保険者資格を再取得するまで公的年金に加入しておらず、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 11789 (事案 7513 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 1 日から 36 年 4 月 15 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社に勤務していた申立期間については、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。しかし、当時、脱退手当金という制度そのものを知らなかったし、請求も受給もしていないので、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、脱退手当金の一連の事務処理に不自然さほうがえない等として、申立ては認められなかった。

今回、A社に勤務していた時の同僚二人の名前を思い出したので、同人たちから当時の状況を聴取し、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後の昭和36年10月4日に支給決定されている上、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さほうがえない、ii) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名は、同年7月6日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金が同年10月4日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である、iii) 申立期間当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったこと、及び申立人は申立期間の事業所を退職後、56年1月まで厚生年金保険に加入していなかったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さほうがえないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年8月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回と同様の主張をするとともに、A社に勤務していた時の同僚二人の名前を挙げ、当時の状況を聴取してほしいとして再度申し立てている。

しかし、当該同僚二人のうち、一人は既に死亡しており、もう一人は、「申立人の脱退手当金の受給の有無については分からない。」と陳述しており、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は得られなかった。

このほか、申立人から新たな資料及び情報の提出は無く、当初の申立人の主張及び資料を再度検討しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 3 月 1 日から 10 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 50 年 1 月 * 日の設立から平成 12 年 10 月 * 日の解散まで、事業主として A 社を経営してきた。社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、同社における加入記録のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額と大きく違っていることが分かった。納得がいかないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 社における申立期間の標準報酬月額は、当初、59 万円と記録されていたところ、平成 10 年 2 月 24 日付けで、過去 2 回の標準報酬月額の定時決定日（平成 8 年 10 月 1 日及び 9 年 10 月 1 日）を越えて、8 年 3 月 1 日に遡って 20 万円に減額訂正されている。

しかし、A 社に係る商業登記簿から、申立人が同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「平成 8 年末頃から業績が悪化し、社会保険料を滞納していた。10 年頃、社会保険事務所において、社印と代表者印を持っているかと尋ねられたので手渡したところ、社会保険事務所の職員が、何かの書類数枚に押印し、滞納保険料の残額は免除すると言った。」と陳述しており、申立人が、代表取締役として自身の標準報酬月額の減額訂正に関与していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A 社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年から 45 年まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社（現在は、B社）C営業所でD職の正社員として勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、「申立期間当時の資料を保存しておらず、保険料控除の状況等は一切不明である。」としている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録の確認できる者に照会したところ、複数の元従業員が、「D職の従業員は、最初は見習として採用され、成績が上がれば正社員となった。見習社員は厚生年金保険に加入しておらず、給与から保険料が控除されることもなかった。」と陳述している。

さらに、自身もD職であったとする元従業員の一人から提出のあった申立期間当時の採用決定通知書、辞令及び給与明細書を見ると、当該元従業員は、最初は見習として採用され、見習社員の間は給与から保険料が控除されていないことが確認できる上、正社員となっても2か月間は保険料が控除されておらず、同人のA社における被保険者資格の取得月と一致する3か月目の給与から初めて保険料が控除されていることが確認できる。

これらのことから、申立期間当時、A社では、必ずしも全てのD職の従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月1日から55年3月1日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）で勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。私は、昭和54年9月1日から56年1月30日まで同社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における商業登記簿の役員欄により、申立人は申立期間のうち、昭和54年10月25日から申立期間後の56年1月31日まで同社取締役として勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和55年3月1日であり、申立人は同日に被保険者資格を取得しているところ、同日より前の申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が記憶するA社の代表取締役二人は、申立期間の厚生年金保険の記録が無く、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和55年3月1日に被保険者資格を取得していることがオンライン記録により確認できる。

さらに、A社の取締役及び経理担当者であった者は、「A社が厚生年金保険の適用事業所になるまでは、従業員を厚生年金保険に加入させていなかったし、給与から厚生年金保険料も控除していない。また、厚生年金保険に加入していない期間については、国民年金に加入していた。」旨陳述しているところ、申立人を除く同社の役員6人のうち5人は、申立期間に国民年金に加入しており、そのうちの3人は、国民年金保険料を現年度納付していることが特殊台帳の記

録により確認できる。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 12 日から 35 年 1 月 5 日まで

厚生年金保険被保険者期間について、年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間に係る厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金支給済みとの回答をもらった。

脱退手当金を請求及び受給した記憶はないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金請求した記憶はなく、受給もしていないとしている。

しかし、申立人に対しては、申立期間後の別の厚生年金保険被保険者期間についても脱退手当金が支給されているが、その際、仮に申立期間の脱退手当金が支給されていなければ、申立期間も合わせて請求手続がとられるべきところ、申立人は申立期間後の厚生年金保険被保険者期間のみ手続をしたと主張していることを踏まえると、申立期間については既に脱退手当金が支給されているものとして、請求手続が行われたものとするのが自然である。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない上、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 51 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 4 月 1 日に A 社へ入社してから、51 年 6 月末に退職するまでの間、給与が減額となったのは、49 年 4 月に外勤から内勤へ異動となった時に 2 万円程度の減額があっただけで、それ以外の期間については、給与が減額されたことはないので、申立期間の記録を正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、A 社は既に解散しており、その業務を受け継いだ B 社は、「継承時に在職していた職員の記録は残っているが、それまでに退職している職員の資料等は引き継いでおらず、不明である。」旨回答している。

また、A 社において、申立人と同じ昭和 41 年 4 月 1 日に資格を取得し、申立期間も厚生年金保険被保険者記録の継続している同年代の同僚 3 人の申立期間当時の標準報酬月額の推移を検証したところ、いずれも申立人と同じように、標準報酬月額は増額及び減額を繰り返しながら推移しており、申立人のみが減額されている事実はうかがえない。

さらに、A 社が加入していた C 厚生年金基金から提出された申立人に係る標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる上、同

社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められず、記録に不自然な点も見当たらない。

なお、申立人は、参考資料として、A社において同僚であった申立人の妻の標準報酬月額の記録を提出しているものの、申立人の妻の入社時期（申立人の7年後）及び被保険者期間（約2年5か月）は、申立人の入社時期及び被保険者期間とは異なっており、標準報酬月額の推移を比較するには適さないものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年7月8日から33年8月11日まで
② 昭和33年8月11日から同年10月31日まで
③ 昭和34年11月1日から35年1月30日まで
④ 昭和35年1月30日から40年3月5日まで

日本年金機構から脱退手当金の受給を確認するはがきを送付されてきたところ、私が勤務した期間のうち、A社、B社、C社及びD社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。

脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかしながら、申立期間に係る最終事業所であるD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、D社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和40年6月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である4回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立

期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年3月21日から33年1月31日まで
② 昭和34年1月5日から36年3月16日まで

日本年金機構から送付された脱退手当金の受給を確認するはがきにより、申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることを知った。しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかしながら、申立人が勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後6ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和36年3月の前後4年以内に資格を喪失した者23人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、18人に脱退手当金の支給記録があり、うち14人が約5か月以内に支給されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、脱退手当金が支給決定される直前の昭和36年4月28日付けで、脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことを示す「回答済」の表示が確認できる上、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、被保険者資格の喪失日から約3か月後の同年6月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

ず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月1日から33年5月18日まで
年金事務所から脱退手当金の受給を確認するはがきを送付されてきたところ、私が勤務した期間のうち、A社及びB社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。
B社に係る脱退手当金を受給した記憶はあるが、A社に係る脱退手当金については、請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金については、請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間に係る脱退手当金は昭和33年12月25日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったのであるから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 7 月 1 日から 14 年 5 月 31 日まで
年金事務所の記録では、A社での私の厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が実際の報酬月額よりも低く記録されているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間のうち、一部の期間の被保険者記録が確認できる元社員は、「自身の給与額は、年金記録の標準報酬月額とおおむね一致している。」旨陳述している上、オンライン記録において、申立期間に標準報酬月額を遡及して減額処理をした等の形跡は見られない。

また、A社の商業登記簿から、申立人は、申立期間に同社の代表取締役であったことが確認できるところ、上述の元社員は、「社員の給与額は社長である申立人が一人で決定していたと思う。」旨陳述している上、同社に係る不納欠損決議書の経過一覧から、申立人は、申立期間について、同社の代表取締役として社会保険事務所（当時）に複数回架電及び訪問し、滞納保険料の納付計画をめぐり協議を重ねていたことが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生

年金保険料の控除について確認できる関連資料等は見当たらない。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、特例法に基づき記録の訂正が認められるかを判断しているところであるが、同法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、申立期間当時、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月1日から5年2月25日まで

年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際の報酬月額よりも著しく低く記録されている。

私は、申立期間当時、A社の代表取締役であり、実際の報酬月額は50万円であったにもかかわらず、標準報酬月額が11万円に改竄^{かいざん}されているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、50万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成5年2月25日）の後の平成5年3月5日付けで、4年12月1日に遡及して11万円に減額訂正されたことが確認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿から、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、当該標準報酬月額を引き下げる手続を行った覚えはない旨主張しているが、申立人に係る健康保険の被保険者記録について、全国健康保険協会は、「申立人は、平成5年2月25日から7年2月25日まで健康保険の任意継続被保険者として健康保険に加入し、任意継続健康保険料の算定基礎となる当該期間の標準報酬月額は11万円である。」旨回答しており、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日と同日の平成5年2月25日に健康保険の任意継続被保険者資格を取得し、減額訂正処理後の標準報酬月額（11万円）に基づく任意継続健康保険料を2年間納付していたことを踏まえると、申立人が、当該標準報酬月額の減額訂正処理を承知していなかったとは考え難い。

これらの事情等を踏まえると、申立人は、A社の代表取締役として、申立期間の標準報酬月額減額訂正処理に同意していたものと認められ、平成5年3月5日付けの標準報酬月額減額訂正処理に関しても、社会保険事務所(当時)が、代表取締役であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与もなしに無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情等を総合的に判断すると、申立期間に係る標準報酬月額について、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、当該期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 38 年 8 月 1 日まで
年金事務所の記録では、私が A 社に勤務していた申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされている。
しかし、私は、中学校を卒業後、A 社に正社員として入社し、B 業務従事者として勤務し、途中から配られるようになった給与明細書で厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している A 社の所在地及び事業主名は、同社に係る商業登記簿から確認できる同社の所在地及び代表取締役名と符合する上、申立人提出の「C 職従業員手帖」の記載事項及び同社の事業主の次男の陳述から、申立人は、申立期間について同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらない上、同社の事業主、当該事業主の次男及び申立人が同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録も見当たらない。

また、A 社の事業主の次男は、「厚生年金保険に加入していなかったため、事業主であった母親及び私を含め、従業員は誰も厚生年金保険に加入していない。また、賃金台帳及び給与明細書等は引き継いでいないが、申立人を含め、従業員の給料から厚生年金保険料及び税金等を控除していなかったと思う。」旨陳述している。

さらに、A 社の申立期間当時の事業主は既に死亡しており、事業主の次男は、上述のとおり、申立期間の賃金台帳等の資料を引き継いでいないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除の状況等について確認で

きない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 11 月 1 日から 28 年 6 月 9 日まで
② 昭和 28 年 8 月 3 日から 29 年 2 月 27 日まで
③ 昭和 29 年 5 月 1 日から 35 年 2 月 21 日まで
④ 昭和 35 年 2 月 21 日から同年 6 月 21 日まで
⑤ 昭和 35 年 6 月 21 日から 40 年 4 月 4 日まで

年金事務所の記録では、私が A 社（申立期間①）、B 社（申立期間②）、C 社（申立期間③及び⑤）及び D 社（申立期間④）に勤務した期間に係る脱退手当金が支給済みとされている。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はあるが、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はあるが、受給していないと主張している。

しかし、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立期間に係る脱退手当金が、支給決定される直前の昭和 40 年 5 月 7 日付けで、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを示す「40. 5. 7 回答済」の表示が確認できる。

また、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金を支給したことを示す「退」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、同社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 5 か月後の昭和 40 年 9 月 1 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことから、申立人の請求

に基づき、申立期間に係る脱退手当金の裁定処理が行われたものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間⑤の後に有る被保険者期間（昭和40年7月1日から同年8月26日まで）が支給決定日とされている昭和40年9月1日の時点においてその計算の基礎とされおらず、未請求となっているものの、上記のとおり、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記載により、社会保険庁から裁定庁への回答年月日は当該被保険者期間よりも前であることが確認でき、請求手続が当該未請求期間よりも前に行われたことがうかがえ、また、当該未請求となっている期間は、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていたことを踏まえると、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月 1 日から 35 年 9 月 30 日まで
年金事務所の記録では、私が A 社（現在は、B 社）に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとされている。
しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

しかし、B 社では、「脱退手当金の請求について、当時の担当者に確認したところ、当社としては関与していないが、各自で請求手続を行っていたはずとのことだった。」と回答しているところ、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む合計 6 ページに記載された女性のうち、申立人と同一時期（おおむね 2 年以内）に脱退手当金の受給要件を満たして厚生年金保険被保険者資格を喪失した女性 21 人（申立人を含む）について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含めて 14 人に支給記録が確認でき、そのうち連絡がとれた同僚は、「脱退手当金は受給している。母が代わりに手続したと思う。」旨陳述していることから、同社において、当時、脱退手当金の請求手続が女性退職者に周知されていた状況がうかがえる。

また、当時は、通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月1日から28年11月21日まで
14年又は15年ぐらい前に厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとされていることが分かった。
しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の保険給付欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱手」と記されているほか、支給額、資格期間等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致していることが確認できる上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さは見られない。

また、前述の旧台帳及びオンライン記録から、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日は昭和29年9月7日であることが確認できるところ、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金が受給できなかったことから、A社を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがう。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 2 月 8 日から 33 年 8 月 19 日まで

脱退手当金の確認はがきが送付されたので、厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社（当時は、B社）での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっていることが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されたページを含む前後計6ページに記載された女性のうち、申立人と同一時期（おおむね前後3年以内）に脱退手当金の受給要件を満たして厚生年金保険被保険者資格を喪失した20人（申立人を含む。）について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、13人に支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む11人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されている上、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、前述のA社に係る被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和33年10月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立

期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間より前の被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、当該未請求の被保険者期間は、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理されていることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 26 日から 39 年 11 月 19 日まで
② 昭和 40 年 6 月 25 日から同年 9 月 30 日まで
③ 昭和 40 年 10 月 1 日から 44 年 1 月 13 日まで

脱退手当金の確認はがきを送付されてきたので、厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社、B社及びC社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとされていることが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立人が申立期間に勤務した最終事業所であるC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、同社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和44年4月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、「C社を退職する前に、経理事務担当者から脱退手当金の説明を受けたが、脱退手当金を請求した記憶はない。」旨陳述しているところ、前述のC社に係る被保険者名簿に氏名が確認でき、オンライン記録において、同社での厚生年金保険被保険者資格の喪失後に脱退手当金の支給記録が確認できる同僚は、「申立期間当時のC社では、多数の女性が勤務しており、結婚による退職者が多かったので、経理事務担当者が脱退手当金の説明を行っており、会社が私の脱退手当金の請求手続を行ってくれた。」旨陳述している。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかにも脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険（当時は、労働者年金保険）被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年3月24日から19年6月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。昭和18年3月24日付けで同社から交付された辞令を提出するので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の人事記録及び申立人提出の辞令から、申立人は、昭和18年3月24日にA社に入社し、同社C営業所に配属され、19年3月31日に同社D営業所に異動した後、20年10月15日に同社を退職していることが確認できる。

しかし、申立期間は、労働者年金保険法の適用期間であり、同法では、筋肉労働者の男子工員のみが被保険者の対象とされていたところ、前述の人事記録及び辞令には、申立人の職名が「F職」と記載されている上、申立人は、「A社C営業所及び同社D営業所では、E業務に従事していた。」旨陳述していることから、A社は、申立人を申立期間に労働者年金保険の被保険者として取り扱わず、昭和19年6月1日の厚生年金保険法施行により、男子の筋肉労働者以外の従業員も被保険者の対象とする適用拡大が行われたことに伴い、同社D営業所での申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行ったことがうかがえる。

また、申立人がA社C営業所の同僚として名前を挙げた者（既に死亡）は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社D営業所での申立人の被保険者資格の取得日と同じ日の昭和19年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、B社は、「申立期間当時の賃金台帳等は残存しない。」旨回答しているため、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間における申立人の被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月 1 日から 37 年 3 月 14 日まで
② 昭和 38 年 3 月 28 日から同年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社（当時は、B社）に勤務した期間の一部（申立期間①）及びC社（当時は、D社）に勤務した期間の一部（申立期間②）の加入記録が無いとの回答を受けた。当該2事業所には、直前まで勤務した事業所を退職後、期間を空けずに入社したので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の同僚の陳述から、入社時期は特定できないものの、申立人は、昭和 37 年 3 月 14 日以前から同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、申立人が同社で厚生年金保険被保険者資格を取得した日と同じ日の昭和 37 年 3 月 14 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所ではない。

また、A社に係る前述の被保険者名簿から、同社が適用事業所となった昭和 37 年 3 月 14 日に被保険者資格を取得していることが確認できる前述の同僚は、「私及び申立人は、A社での被保険者資格を取得するより前から同社に勤務していたが、申立期間当時の同社は、社員数も少なかったため、厚生年金保険に加入していなかったのだと思う。」旨陳述している。

さらに、A社は、「申立期間当時の人事記録及び賃金台帳は残存しないが、申立期間は、当社が適用事業所になる前の期間であり、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考えられない。」旨回答している。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、申立期間においてC社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、申立人が同社で厚生年金保険被保険者資格を取得した日と同じ日の昭和38年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所ではない。

また、C社に係る前述の被保険者名簿から、同社が適用事業所となった昭和38年10月1日に被保険者資格を取得していることが確認でき、所在が判明した4人に照会したところ、回答が得られた3人のうち、申立人のことを記憶しているとする2人は、「申立人の入社時期までは覚えていない。」としている。

さらに、照会への回答が得られた前述の3人のうち1人は、「昭和35年12月からC社に勤務しているが、入社当初には、健康保険被保険者証が無かったので、入社から数年が経過した頃に、私が事業主に対して社会保険に加入してほしいと申し出た記憶がある。同社は、当該申出後に健康保険及び厚生年金保険に加入したと思うので、同社での私の被保険者資格の取得日とされる38年10月1日が不自然な記録であるとは思わない。」旨陳述している。

加えて、C社は、「申立期間当時の人事記録及び賃金台帳等は残存せず、当時の事務担当者は既に死亡しているが、申立期間は、当社が適用事業所になる前の期間であり、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していなかったと考えられる。また、当時の事務担当者が残した厚生年金保険の取得・喪失年月日を記入したノートには、申立人の取得年月日は『38. 10. 1』と記入されている上、当該事務担当者は、非常に几帳面な性格であったと聞いているので、社員の資格取得日と保険料控除月は一致していたはずである。」旨回答している。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。